

令和8年6月12日
航空局安全部
航空安全推進室

日本航空株式会社に対する嚴重注意について

本年5月23日のJAL252便（広島→羽田）に乗務予定だった客室乗務員2名が、乗務前日に同社運航規程に定める飲酒に係る規定に違反した飲酒を行い、うち1名の前任客室乗務員が事前検査（社内検査）でアルコールを検知し乗務を取りやめた結果、乗務員交代に時間を要し、当該便に42分の遅延が生じる事案が発生しました。

当該前任客室乗務員は、時間経過によるアルコール濃度の数値の低下を期待し、宿泊先出発前に実施すべき事前検査（社内検査）を空港出頭まで遅らせたこと、当該客室乗務員2名は、同社の聞き取りに対し虚偽の報告を行ったことを踏まえれば、乗務前日の飲酒について規定に違反した事実を隠ぺいしようとしたと認められます。

また、同乗する客室乗務員から前任客室乗務員に対して、事前検査（社内検査）を実施するよう再三指摘が行われていたにもかかわらず、組織としてこのような状況を把握できず乗務可否を速やかに判断するには至らなかったことは安全管理システムが十分に機能していたとは言えません。

したがって、本日付けで同社に対して別添のとおり嚴重注意を行い、再発防止策を検討の上、本年7月17日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

添付資料：日本航空株式会社に対する嚴重注意の文書

《問い合わせ先》

航空局安全部航空安全推進室 松村、八田

TEL（代表）：03-5253-8111（内線：50145、50163）

直通：03-5253-8732